

議会議事事務局告示第四号

広島県議会議事事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する規程を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県議会議長 林 正 夫

広島県議会議事事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程の施行に伴う

関係職員の人事異動の取扱いに関する規程

この訓令の施行の際現に広島県議会議事事務局の組織に関する規程の一部を改正する規程（平成二十二年広島県議会議事事務局告示第一号。以下「改正議会議程」という。）による改正前の広島県議会議事事務局の組織に関する規程（昭和三十二年十二月十五日制定）による次の表の上欄に掲げる機関の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、改正議会議程による改正後の広島県議会議事事務局の組織に関する規程による同表の下欄に掲げる機関の職員になるものとする。

旧 機 関 名	新 機 関 名
議会議事事務局調査課	議会議事事務局政策調査課

附 則

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。